

避難行動要支援者対策ワーキンググループの取組みについて ～個別避難計画の策定に向けた取組みについて～

1 9月以降の取組み状況

- ・防災危機管理局と健康福祉局が連携して、ケアマネージャーをはじめとした福祉関係者における計画作成について団体と意見交換
⇒ 今後も適宜、情報共有を行うと共に、様式やマニュアル等の整備について連携して進める。
- ・個別避難計画作成支援ツールの導入に向け、避難支援の実効性を高める機能や仕様等について検討を進める。

2 今後のスケジュールについて

年 度	内 容
令和3年度	・モデル学区でのアンケート実施【1月～3月】 【概要】モデル学区内の介護・障害サービス事業者と連携し、利用者に対して、避難支援に関するニーズなどについてのアンケートを実施し、個別避難計画における支援の方法などの検証。 ・個別避難計画作成支援デジタルツール（仮称）の設計検討 【概要】避難支援の実行性を高める機能や仕様について検討 ・要支援者名簿を基にした「特に避難支援を要する方」についての検討 【概要】要支援者名簿を基に、介護が必要な方や重い障害をお持ち方など「特に避難支援が必要となる方」から順次着手するため、福祉関係者と協議
令和4年度	・モデル実施 (民間事業者の参画の検証と導入するシステムの試行) ・個別避難計画作成体制の検討・構築 (民間事業者、支援者、庁内実施体制など)
令和5年度から	・個別避難計画の作成実施 (特に避難支援を要する方から順次着手)

参考【避難行動要支援者対策ワーキンググループについて】

災害対策基本法の一部改正により、個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されることとなったため、令和2年12月の「防災危機管理施策の効果的な推進に係る検討会議」において、個別避難計画作成に係る課題等を整理し、今後の方向性など具体的な対策について検討を行うため新たに設置され、令和3年8月までに計4回開催した。